

第 36 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■ 連結計算書類の連結注記	1
■ 計算書類の個別注記	11

本内容は、法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しているものであり、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれております。

当社ホームページ <http://www.ctc-g.co.jp/ir/>

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

CTC

Challenging Tomorrow's Changes

連結計算書類の連結注記

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類の作成にあたっては、当連結会計年度より会社計算規則第 120 条第 1 項に基づき国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。

なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS で要請されている開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数	12 社
(2) 主要な会社名	シーティーシー・テクノロジー(株) CTC ライフサイエンス(株) CTC システムマネジメント(株) シーティーシー・エスピー(株) CTC ファシリティーズ(株) シーティーシー・ビジネスサービス(株) ファーストコンタクト(株) アサヒビジネスソリューションズ(株) ITOCHU Techno-Solutions America, Inc. CTC GLOBAL SDN. BHD. CTC GLOBAL PTE. LTD.

ファーストコンタクト(株)は、平成27年5月に、CTCファーストコンタクト(株)に商号を変更しております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用の関連会社数	5 社
(2)主要な会社名	伊藤忠テクノロジーベンチャーズ(株) Netband Consulting Co.,Ltd.

4. 会計処理基準に関する事項

(1)金融資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブを除く金融資産

デリバティブを除く金融資産は、IFRS 第9号に従い、当該金融資産の当初認識時点において、以下の2つの要件をともに満たすものを償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外のものを公正価値で測定される金融資産に分類しております。また、公正価値で測定される金融資産は、取得後の公正価値変動を純損益に計上する金融資産（以下「FVTPL 金融資産」）と取得後の公正価値変動をその他の包括利益に計上する金融資産（以下「FVTOCI 金融資産」）に分類しております。

- ・当該金融資産の保有方針が、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有している
- ・当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払のみにより構成され、かつ、発生する日が特定されている

償却原価で測定される金融資産は、当初認識時点において、取得に直接関連する費用を公正価値に加えた価額で測定し、各期末日において、実効金利法に基づく償却原価で測定のうえ、償却原価の変動額は純損益で認識しております。

公正価値で測定される金融資産のうち、他の企業の普通株式等の資本性金融商品への投資であって、かつ短期的な売却により差益を得ることを目的とした保有でないものについては、原則として、FVTOCI 金融資産に分類し、それ以外の公正価値で測定される金融資産は、FVTPL 金融資産に分類しております。

公正価値で測定される金融資産は、当初認識時点において、公正価値で測定しております。取得に直接関連する費用について、FVTOCI 金融資産は当初認識額に含めておりますが、FVTPL 金融資産は発生時に純損益で認識し当初認識額には含めておりません。

公正価値で測定される金融資産は、各期末日において公正価値で再測定しております。公正価値の変動額については、FVTPL 金融資産は純損益、FVTOCI 金融資産はその他の包括利益（「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」）として認識しております。また、FVTPL 金融資産、FVTOCI 金融資産のいずれにおいても、受取配当金は純損益で認識しております。

FVTOCI 金融資産を売却した場合は、直近の帳簿価額と受け取った対価との差額を、その他の包括利益（「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」）として認識するとともに、当該 FVTOCI 金融資産について売却までに認識したその他の包括利益累計額を利益剰余金に振り替えております。

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する権利が消滅した場合、又は金融資産から生じるキャッシュ・フローを享受する権利を譲渡した場合において、すべてのリスクと経済価値を実質的に移転した場合については、金融資産の認識を中止しております。

② デリバティブ及びヘッジ活動

当社グループは、為替変動リスクをヘッジするため先物為替予約を利用しております。デリバティブについては、その保有目的や保有意思にかかわらず公正価値で資産又は負債として認識しております。デリバティブの公正価値の変動額は、次のとおり処理しております。

既に認識された資産もしくは負債の公正価値の変動に対するヘッジであり、ヘッジの効果が非常に有効であると見込まれ、かつ、ヘッジの開始時に、ヘッジ関係及びリスク管理目的並びにヘッジの実行に関する戦略の文書による指定があるものについては、公正価値ヘッジとして指定し、デリバティブの公正価値の変動をヘッジ対象の公正価値の変動とともに純損益として認識しております。

既に認識された資産もしくは負債、未認識の確定約定、又は予定取引に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動に対するヘッジであり、ヘッジの効果が非常に有効であると見込まれ、かつ、ヘッジの開始時に、ヘッジ関係及びリスク管理目的並びにヘッジの実行に関する戦略の文書による指定があるものについては、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しデリバティブの公正価値の変動をその他の包括利益（「キャッシュ・フロー・ヘッジ」）として認識しております。当該会計処理は、ヘッジ対象に指定された未認識の予定取引、または既に認識された資産もしくは負債に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動が実現するまで継続しております。また、ヘッジの効果が有効でない部分は、純損益として認識しております。

上記以外のデリバティブの公正価値の変動については、純損益として認識しております。

当社グループは、上記公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するにあたり、ヘッジ開始時においてヘッジの効果が非常に有効であると見込まれるかどうかを評価することに加えて、その後も引き続いてそのデリバティブがヘッジ対象の公正価値又は将来キャッシュ・フローの変動の影響を非常に有効に相殺しているかどうかについて、評価を行っております。

ヘッジ会計は、ヘッジの効果が有効でなくなれば中止され、デリバティブの公正価値の変動については、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に従い、純損益として認識しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の取得原価には購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額で測定しております。棚卸資産の原価は、商品は移動平均法、仕掛品は個別法、保守用部材は利用可能期間（5年）に基づく定額法に基づいて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

(3) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。一部の有形固定資産の取得原価については、IFRS 第 1 号の免除規定を適用し、親会社の IFRS 移行日現在の公正価値をみなし原価として使用することを選択しております。

取得原価には、設置費用及び稼働可能な状態にするために必要とされる直接付随費用、将来の解体・除去費用及び敷地の原状回復費用の見積額が含まれております。

有形固定資産において、それぞれ異なる複数の重要な構成要素を識別できる場合は、当該構成要素ごとに残存価額、耐用年数及び減価償却方法を判定し、別個の有形固定資産項目として会計処理しております。

有形固定資産は、土地等の償却を行わない資産を除き、当該資産が使用可能な状態となったときから、主として、当該資産の見積耐用年数（建物及び構築物は 15 年～50 年、工具、器具及び備品は 5 年～15 年）に基づく定額法により減価償却を行っております。

リース資産は、所有権移転又は割安購入選択権がある場合は、当該資産の見積耐用年数、それ以外の場合はリース期間と見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって減価償却を行っております。

有形固定資産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法については、毎期末見直しを行い、必要に応じて改定しております。

② 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。また、開発活動による支出について、信頼性をもって測定可能であり、開発の結果により将来経済的便益を得られる可能性が高く、かつ当社グループが当該開発を完了させ、成果物を使用又は販売する意図及び十分な資源を有している場合においては、当該開発活動による支出を無形資産として認識しております。

無形資産は、耐用年数が確定できないものを除き、当該資産が使用可能な状態となったときから、主として見積耐用年数（ソフトウェアは3年～5年、その他無形資産は4年～10年）に基づく定額法により、償却を行っております。各会計期間に配分された償却費は、純損益で認識しております。

無形資産の残存価額、耐用年数及び償却方法については、毎期末見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(4) のれんの会計処理

のれんは、償却を行わず、少なくとも年に一度、更には減損の兆候がある場合はその都度、資金生成単位を基礎とした減損テストを実施しております。

(5) 減損

① 償却原価で測定される金融資産

償却原価で測定される金融資産については、各連結会計年度末において、個別資産単位又は信用リスク別にグルーピングした単位で、減損の兆候の有無を評価しております。償却原価で測定される金融資産に係る減損の兆候には、利息や元本支払いの不履行や延滞、返済額の減免や返済スケジュールの順延、債務者の財政状態の著しい悪化、債務者の破産等を含んでおります。

償却原価で測定される金融資産について、減損の兆候がある場合は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値である回収可能額との差額を減損損失として認識し、純損益に計上しております。

また、減損を認識した償却原価で測定される金融資産について、減損認識後の期間において、減損損失の額が減少し、その減少が減損認識後に発生した事象に客観的に関連付けられる場合には、償却原価法に基づく帳簿価額を上限として減損損失の戻し入れを行っております。

② 有形固定資産、無形資産及びのれん

有形固定資産、無形資産、のれんについては、各連結会計年度末において減損の兆候の有無を判定のうえ、減損の兆候があると判断される場合には、以下に掲げる減損テストを実施しております。加えてのれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、少なくとも年に一度、毎年同じ時期に、減損テストを実施しております。

減損テストは、資金生成単位ごとに行っております。資金生成単位の判別にあたっては、個別資産について他の資産とは独立してキャッシュ・フローを識別可能である場合は当該個別資産を資金生成単位とし、個別資産について独立してキャッシュ・フローを識別することが不可能な場合は独立したキャッシュ・フローが識別できる最小単位になるまで資産をグルーピングしたものを資金生成単位としております。のれんについては、事業セグメントと同等かそれより小さい単位で、のれんを内部管理する最小の単位に基づき資金生成単位を決定しております。

のれんを含む資金生成単位の減損テストを実施する場合は、まず、のれん以外の資産の減損テストを実施し、当該のれん以外の資産について必要な減損を認識した後に、のれんの減損テストを行うものとしております。

減損テストを実施するにあたっては、当該資金生成単位の回収可能価額を見積っております。回収可能価額は、売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。なお、使用価値とは、資金生成単位の継続的使用及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値合計をいいます。

資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合には、当該帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益で認識しております。認識した減損損失は、まずその資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するよう配分し、次に資金生成単位内ののれんを除く各資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

全社資産は独立したキャッシュ・フローを生み出していないため、全社資産における減損テストは、その帳簿価額を各資金生成単位に合理的な方法で配分したうえで、配分された全社資産の帳簿価額の一部を含む、資金生成単位の帳簿価額を回収可能価額と比較する方法により行っております。

過年度に認識した減損損失が明らかに減少又は存在しない可能性を示す兆候がある場合で、当該資産の回収可能価額の見積りが帳簿価額を上回るときは、減損損失を戻し入れております。減損損失の戻入額は、回収可能価額と減損損失を認識しなかった場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額のいずれか低い方を上限としております。但し、のれんについては減損損失の戻し入れは行っておりません。

(6) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の債務（法的債務又は推定的債務）を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要なと見込まれる支出の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、将来キャッシュ・フローの発生期間に応じた税引前の無リスクの割引率を使用しており、引当対象となる事象発生の不確実性については、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させております。

① 資産除去債務引当金

資産除去債務に係る引当金は、法令や契約等により有形固定資産の解体・除去及び敷地の原状回復等の義務を負っている場合、または業界慣行や公表されている方針・明確な文書等により、有形固定資産の解体・除去及び敷地の原状回復等を履行することを表明しており、外部の第三者が当該履行を期待していると推定される場合に、当該解体・除去及び原状回復等のための見積費用を認識しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

③ アフターコスト引当金

システム開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額のほか、個別案件に係る必要額を計上しております。

(7) 退職後給付

① 確定給付型退職後給付

確定給付型退職後給付制度とは、次項に掲げる確定拠出型退職後給付制度以外の退職後給付制度をいいます。

確定給付型退職後給付制度については、確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額を負債又は資産として認識しております。確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用は、原則として、予測単位積増方式を用いて算定しております。確定給付制度債務の現在価値を算定するために使用する割引率は、原則として、退職給付債務の見積期間と整合する期末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。

制度の改訂により生じた、過去の期間の従業員の勤務に係る確定給付制度債務の現在価値の変動額は制度の改訂があった期の純損益として認識しております。

また、当社グループは確定給付型退職後給付制度から生じるすべての数理計算上の差異について、その他の包括利益（「確定給付制度の再測定額」）として認識し、ただちに利益剰余金に振り替えております。

② 確定拠出型退職後給付

確定拠出型退職給付制度とは、一定の掛金を他の独立した事業体に支払い、その拠出額以上の支払いについて法的債務又は推定的債務を負わない退職給付制度をいいます。

確定拠出型退職給付制度においては、発生主義に基づき、従業員が関連する勤務を提供した期間に対応する掛金額を純損益として認識しております

③ 複数事業主制度

当社及び一部の子会社は、複数事業主制度に加入しております。複数事業主制度については、当該制度の規約に従って、確定給付型退職後給付制度と確定拠出型退職後給付制度に分類し、それぞれの退職後給付制度に係る会計処理を行っております。但し、確定給付型退職後給付制度に分類される複数事業主制度について、確定給付型退職後給付制度に係る会計処理を行うために十分な情報を入手できない場合は、確定拠出退職後給付制度に係る会計処理を適用しております。

(8) 収益の計上基準

① 商品の販売

商品販売等に係る収益は、以下の要件をすべて満たした時点で認識しております。

- ・ 物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転した
- ・ 販売された物品に対して、所有と通常結び付けられる程度の継続的な管理上の関与も実質的な支配も保持していない
- ・ 収益の額を、信頼性をもって測定できる
- ・ その取引に関連する経済的便益が流入する可能性が高い
- ・ その取引に関連して発生した又は発生する原価を、信頼性をもって測定できる

収益は、受領した、又は受領可能な対価の公正価値から、税務当局等第三者のために回収し、当社グループが直接納税義務を有する売上関連の税金等を控除した金額で測定しております。

商品の販売に係る収益については、顧客への商品の引渡し、検収の受領等、契約上の受渡し条件が履行された時点をもって収益を認識しております。

② 役務の提供

役務提供に係る収益は、以下の要件を満たした時点で期末日現在の取引の進捗度に応じて認識しております。

- ・収益の額を、信頼性をもって測定できる
- ・その取引に関する経済的便益が流入する可能性が高い
- ・その取引の進捗度を、報告期間の末日において信頼性をもって測定できる
- ・その取引について発生した原価及び取引の完了に要する原価を、信頼性をもって測定できる

役務提供を収益の源泉とする取引には、請負契約によるシステム開発及びインフラ構築取引、SE サービス及び保守取引、その他の役務を提供する取引が含まれております。

請負契約によるシステム開発及びインフラ構築取引については、受注金額及び完成までに要する総原価を信頼性をもって見積ることができる場合には、期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じて収益を計上しております（進行基準）。受注金額あるいは完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合には、発生した原価のうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として計上しております（原価回収基準）。また、SE サービス及び保守取引等については、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ 複数要素取引

製品販売、保守サービスなど複数の財又はサービスを提供する複数要素取引に係る収益については、以下の要件を満たす場合、構成要素ごとに個別に認識しております。

- ・当該構成要素が顧客にとって独立した価値を有している
- ・当該構成要素の公正価値が信頼性をもって測定できる

なお、複数要素取引に関して、契約の対価を配分する必要がある場合には、構成要素の公正価値に基づき配分する方法によっております。

④ 収益の総額（グロス）表示と純額（ネット）表示

当社グループは、取引の当事者として提供される財又はサービス自体の付加価値を高める機能を有し、取引に係る重要なリスクを負担している取引については、収益を顧客との取引総額（グロス）で連結損益計算書に表示しております。

一方、以下に掲げるような取引については、収益を顧客との取引総額から原価を控除した純額（ネット）で連結損益計算書に表示しております。

- ・代理人として、他の第三者が財を販売、またはサービスを提供するための手配を行う取引
- ・取引の当事者として関与するものの、取引において提供される財又はサービス自体の付加価値を高める機能を有さず、取引に係る重要なリスクを負担しない取引

(9) 外貨の換算基準

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の直物外国為替レートで機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の直物外国為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建の公正価値で測定されている非貨幣性項目は、公正価値が決定された日の直物外国為替レートで機能通貨に換算しております。

換算によって生じる為替差額は、純損益として認識しております。ただし、FVTOCI 金融資産の換算により発生した差額及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外子会社及び在外持分法適用会社の外貨建財務諸表の換算

在外子会社及び在外持分法適用会社（以下、総称して「在外営業活動体」）における外貨建財務諸表を表示通貨に換算するにあたっては、資産・負債について、期末日の直物外国為替レートを適用し、収益・費用について、連結会計期間の期中平均外国為替レートを適用しております。

上記在外営業活動体における外貨建財務諸表を表示通貨に換算するにあたって生じた差額は、その他の包括利益（「在外営業活動体の換算差額」）で認識しております。

当社グループは IFRS 第 1 号の免除規定を適用し、IFRS 移行日時点で認識していた在外営業活動体の換算差額の累計額をすべて利益剰余金に振り替えております。

在外営業活動体の処分時において、当該在外営業活動体に係る換算差額の累計額は、処分による利得又は損失が認識される時点において純損益に振り替えております。ただし、換算差額の累計額のうち非支配持分に帰属していた部分については、非支配持分を増減させております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 2 号)が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の 36.0%から平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに解消が見込まれる一時差異については 33.1%、平成 28 年 4 月 1 日以降に解消が見込まれる一時差異については 32.3%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)が 1,183 百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人所得税が 1,133 百万円、その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動が 44 百万円及びキャッシュ・フロー・ヘッジが 0 百万円増加し、確定給付制度の再測定額が 95 百万円減少しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金 58 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,097 百万円
3. 保証債務
 従業員の伊藤忠グループ連合共済会住宅融資制度による金融機関からの借入に対する保証
 保証先 従業員 (37 名)
 保証金額 109 百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
 普通株式 60,000,000 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月18日 定時株主総会	普通株式	3,237	55.00	平成26年3月31日	平成26年6月19日
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	3,384	57.50	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	3,613	利益剰余金	62.50	平成27年3月31日	平成27年6月24日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において信用リスク、為替や金利等の市場リスク、流動性リスク等に晒されておりますが、リスクの性質に応じた管理を行っております。

また、当社グループが取り組んでいるデリバティブについては、外貨建ての債権債務及び予定取引に係る先物為替予約のみを将来の為替変動によるリスク回避のために実施しており、投機的な取引は行っておりません。

(1) 信用リスク

当社グループの営業活動から生ずる債権である受取手形及び売掛金並びにリース債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、余資運用のため保有しているコマーシャルペーパーは発行体の信用リスクに晒されております。

営業債権については、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、営業部署から独立した与信管理の専門部署により、取引先ごとの信用状況を審査し、適切な与信限度額とその期限を設けるとともに、債権の回収状況、滞留状況を定期的に把握し、回収を確実にする体制をとっております。

コマーシャルペーパーについては、半年ごとに、経営会議にて運用限度額や運用商品等の基本方針を設定し、これに基づいて主計部が銘柄選定等を立案のうえ、担当役員が決定しております。また、資金運用状況については、四半期ごとに経営会議に報告しております。

(2) 市場リスク

① 金利リスク

当社グループは、資金需要は手元資金で賄うことを基本としております。そのため、通常、有利子負債残高は僅少であり、金利の変動が当社グループの純損益に与える影響は僅少です。

② 為替リスク

当社グループは、輸出入取引を行っており、外貨建ての取引について為替変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を活用したヘッジ取引により、為替変動リスクの軽減に努めております。また、一部の外貨建て予定取引に係る為替リスクをヘッジすることを目的として実需の範囲内で保有する外貨預金を利用しております。

③ 株価変動リスク

当社グループは、主に取引先との関係強化を目的として市場性のある有価証券を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況の見直しを行っております。

(3) 流動性リスク

当社は、各部署からの報告等に基づき資金収支を管理しており、不測の事態においても必要支払予定額に不足することのないように、流動性リスクを管理しております。また、当社と子会社間でキャッシュマネジメントサービスを導入しており、グループ資金を当社で集中管理することにより、資金の効率的かつ安定的な運用を行っております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日における連結財政状態計算書計上額及び公正価値については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
償却原価で測定される金融資産		
営業債権及びその他の債権	109,568	109,688
その他の金融資産	22,692	22,692
公正価値で測定される金融資産		
その他の金融資産		
FVTOCI 金融資産	2,294	2,294
FVTPL 金融資産	963	963
償却原価で測定される金融負債		
その他の金融負債	6,783	6,796
長期金融負債	12,236	12,329
公正価値で測定される金融負債		
その他の金融負債		
FVTPL 金融負債	85	85

公正価値の測定方法

営業債権及びその他の債権

リース債権の公正価値については、未経過リース料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、リース債権を除く営業債権及びその他の債権の公正価値については、満期までの期間が短期であるため帳簿価額とほぼ同額であります。

その他の金融資産、その他の金融負債、長期金融負債

公正価値で測定されるその他の金融資産のうち、市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積っております。市場価格が存在しない場合は、割引将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル及びその他の評価方法により、公正価値を算定しております。

デリバティブの公正価値については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

償却原価で測定されるその他の金融資産の公正価値については、帳簿価額とほぼ同額であります。

償却原価で測定されるその他の金融負債及び長期金融負債のうち、リース債務の公正価値は、未経過リース料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、リース債務を除くその他の金融負債及び長期金融負債の公正価値については、帳簿価額とほぼ同額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分 1,460 円 66 銭

基本的 1株当たり当期利益 148 円 79 銭

(注) 当社は、平成 27 年 4 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株に対して 2 株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的 1 株当たり当期利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割

当社は、平成27年2月26日開催の取締役会において、平成27年4月1日を効力発生日として株式分割を行うことについて決議しております。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成27年3月31日（火曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を1株につき、2株の割合をもって分割しました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	60,000,000株
今回の分割により増加する株式数	60,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	120,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	246,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	平成27年3月13日（金曜日）
基準日	平成27年3月31日（火曜日）
効力発生日	平成27年4月1日（水曜日）

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しております。

計算書類の個別注記

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法 (投資事業組合持分については持分法)

(2) デリバティブ……………原則として時価法

(3) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品……………個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(主な耐用年数)

建物 15 ～ 50 年

構築物 10 ～ 20 年

工具、器具及び備品 5 ～ 15 年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア……………社内における利用可能期間 (5 年) に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェア……………見込販売数量に基づき償却

(ただし、3 年均等配分額と比較し、いずれか大きい額とする)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(5) アフターコスト引当金

システム開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額のほか、個別案件に係る必要額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 受注制作のソフトウェア等に係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの

……工事進行基準(原則として、工事の進捗率の見積りは原価比例法)

その他のもの

……工事完成基準

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。また、販売利益については、リース期間にわたり定額法により繰延べることとしております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

6. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が1,272百万円、繰越利益剰余金が814百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ134百万円増加しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は6円30銭減少し、1株当たり当期純利益金額は74銭増加しております。潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

7. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「未収入金」、「差入保証金」及び「未払消費税」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、それぞれ流動資産、投資その他の資産、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「投資事業組合運用益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,908 百万円
2. 保証債務
 - (1) 従業員の伊藤忠グループ連合共済会住宅融資制度による金融機関からの借入に対する保証
保証先 従業員 (37 名)
保証金額 109 百万円
 - (2) 次の子会社によるその他取引に対する保証
保証先 保証金額
CTC GLOBAL SDN. BHD. 265 百万円
CTC GLOBAL PTE. LTD. 14
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)
短期金銭債権 3,951 百万円
短期金銭債務 20,514
4. 取締役、監査役に対する金銭債務
短期金銭債務 (役員退職慰労未払金) 5 百万円
長期金銭債務 (役員退職慰労未払金) 16

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
関係会社への売上高	12,295 百万円
関係会社からの仕入高等	47,161
関係会社への保守委託料	11,671
関係会社とのその他の営業取引高	4,040
関係会社との営業取引以外の取引高	21,717

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	1,131	1,060	-	2,191
合計	1,131	1,060	-	2,191

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 1,060 千株は、自己株式取得のための市場買付による増加 1,059 千株、単元未満株式の買取りによる増加 0 千株であります。

2. 会社分割による事業分離

当社は、平成26年2月26日開催の取締役会における分割契約書承認決議により、平成26年4月1日をもって子会社であるシーティーシー・テクノロジー(株)に、保守用部材のロジスティクス及び品質管理に係わる事業を会社分割により分離いたしました。この結果、利益剰余金が8,919百万円減少しております。

3. 子会社株式売却

当社は、平成27年2月26日開催の取締役会における株式譲渡承認決議により、平成27年3月13日にグループにおけるより効率的な資本政策の実現を図ることを目的として、当社が保有する子会社であるシーティーシー・テクノロジー株式を同社へ売却いたしました。

なお、子会社株式の売却価額と帳簿価額の差額のうち、上記2.の事業分離により減少した利益剰余金に相当する額8,919百万円については、当該差額の発生源泉に鑑み、当社の利益剰余金を直接増加させております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	賞与引当金否認	1,802	百万円
	たな卸資産評価損否認	1,042	
	未払金否認	531	
	未払事業税否認	525	
	税務上の売上高認識額	499	
	受注損失引当金否認	148	
	アフターコスト引当金否認	138	
	その他	69	
	小計	4,757	
	評価性引当額	△12	
	合計	4,744	
繰延税金負債	繰延ヘッジ損益	△6	
	繰延税金資産の純額	4,737	百万円

(固定の部)

繰延税金資産	資産除去債務否認	469	百万円
	減価償却費損金算入限度超過額	291	
	関係会社株式評価損否認	113	
	投資事業組合運用損否認	110	
	投資有価証券評価損否認	59	
	その他	204	
	小計	1,250	
	評価性引当額	△262	
	合計	987	
繰延税金負債	前払年金費用	△876	
	その他有価証券評価差額金	△461	
	有形固定資産	△199	
	繰延税金負債の純額	△550	百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	36.0 %
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△12.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.4
関係会社株式売却益	△1.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
その他	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.0 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 2 号)が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の 36.0%から平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに解消が見込まれる一時差異については 33.1%、平成 28 年 4 月 1 日以降に解消が見込まれる一時差異については 32.3%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)が 360 百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が 413 百万円、その他有価証券評価差額金が 52 百万円及び繰延ヘッジ損益が 0 百万円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、データセンター設備及び事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合	事業上の 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年 度末残高 (百万円)
親会社	伊藤忠 商事(株)	大阪市 北区	253,448	総合 商社	直接 58.3% 間接 0.0%	同社商品の購 入及び当社商 品の販売等	資金の寄託契約 (期間設定あり)	14,000	関係会社 預け金	14,000
							資金の寄託契約 (随時引出可能)	-	関係会社 預け金	16,030

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 取引条件に関しては、両者協議の上で個別に決定していますが、資本関係のない会社と通常取引する場合と同様の条件であります。
 - (2) 資金の寄託契約の利率に関しては、市場金利を勘案し、両者協議の上で個別に決定しております。
2. 資金の寄託契約(随時引出可能)に関しては、伊藤忠商事(株)のキャッシュマネジメントサービスの利用により資金が移動するため、取引金額は記載せず、当事業年度末残高のみ記載しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合	事業上の 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年 度末残高 (百万円)
子会社	シーティーシー・ テクノロジー(株)	東京都 千代田区	450	システム保 守・サポー ト	直接 100.0%	システム保守・サ ポート事業委託等	保守業務の委 託等	32,407	買掛金	6,533
							システム運用管理 業務の受託等	710	未収入金	63
							資金の寄託契約	-	預り金	954
							同社株式の売却	14,003		
							関係会社株式売 却益	4,918		
子会社	CTC システム マネジメント(株)	東京都 千代田区	300	システム運 用・業務運 用・運用管 理	直接 100.0%	ITグループ運用 業務の委託等	資金の寄託契約	-	預り金	6,426

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まず、当事業年度末残高には消費税等を含んで表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 取引条件に関しては、両者協議の上で個別に決定していますが、資本関係のない会社と通常取引する場合と同様の条件であります。
 - (2) 資金の寄託契約の利率に関しては、市場金利を勘案し、両者協議の上で個別に決定しております。
 - (3) 子会社株式の譲渡価額は、対象となった会社の純資産を基に算定しております。
3. 資金の寄託契約に関しては、当社のキャッシュマネジメントサービス等の利用により資金が移動するため、取引金額は記載せず、当事業年度末残高のみ記載しております。
4. 株式売却に関しては、グループにおけるより効率的な資本政策の実現を図ることを目的として、当社が保有する子会社であるシーティーシー・テクノロジー株式を同社へ売却いたしました。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,363円63銭
1株当たり当期純利益	188円60銭

(注) 当社は、平成27年4月1日を効力発生日として普通株式1株に対して2株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(企業結合・事業分離に関する注記)

当社は、平成 26 年 2 月 26 日開催の当社取締役会における分割契約書承認決議により、子会社であるシーティーシー・テクノロジー(株) (以下、「シーティーシー・テクノロジー」という。) に事業分離を行いました。

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

シーティーシー・テクノロジー

② 分離した事業の内容

当社の保守用部材のロジスティクス及び品質管理に係わる事業

③ 事業分離を行った主な理由

当社グループは、成長戦略の一つとしてサービス型ビジネスの強化を推進しています。

この度、より高品質で効率的なサービスの提供を目的として、グループ内で IT システムの運用・保守サービス事業を担うシーティーシー・テクノロジーに、ハードウェア保守のデリバリー機能を集約しました。

④ 事業分離日

平成 26 年 4 月 1 日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

シーティーシー・テクノロジーを承継会社とし、当社を分割会社とする吸収分割であります。

なお、会社分割に際して株式の割当及び金銭の交付は行っておりません。

(2) 実施した会計処理の概要

当該会社分割は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 20 年 12 月 26 日公表分) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 20 年 12 月 26 日公表分) に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

シーティーシー・テクノロジーは、分割の効力発生日において、当社より承継した事業の一切の資産、負債及び権利義務を引き継いでおります。また、シーティーシー・テクノロジーが引継いだ資産及び負債は次のとおりであります。

流動資産	9,001	百万円
固定資産	352	百万円
資産合計	9,353	百万円
流動負債	371	百万円
固定負債	63	百万円
負債合計	434	百万円

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割

当社は、平成27年2月26日開催の取締役会において、平成27年4月1日を効力発生日として株式分割を行うことについて決議しております。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成27年3月31日(火曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を1株につき、2株の割合をもって分割しました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	60,000,000株
今回の分割により増加する株式数	60,000,000株
株式分割後の発行済株式総数	120,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	246,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日 平成27年3月13日（金曜日）

基準日 平成27年3月31日（火曜日）

効力発生日 平成27年4月1日（水曜日）

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しております。